



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

IFRS導入後のドイツ会計法規範の解釈

著者	佐藤 誠二
雑誌名	同志社商学
巻	68
号	3
ページ	203-218
発行年	2016-12-20
権利	同志社大学商学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000014735

《研究》

IFRS 導入後のドイツ会計法規範の解釈

佐藤 誠 二

はじめに

- I ドイツ商法会計法の目的
 - II ドイツ商法会計法の解釈源泉
 - III 解釈源泉の相互関係・階層
- 結びにかえて

はじめに

ドイツにおいては、この30年近く、EU域内の会計調和化を目指して会計制度改革が漸次、進められてきた。会計制度の中核をなす商法典（HGB）第三篇は、EUの第4号指令、第7号指令および第8号指令の転換を前提に、1985年会計指令法（BiRiLiG）をはじめ、その後の1998年の資本調達容易化法（KapAEG）、企業領域統制透明化法（KonTraG）により、またEUのIAS適用命令に従う2004年の会計法改革法（BilReG）、会計統制法（BilKoG）により改正された。それらは、「立法発議をもって成し遂げられた、欧州レベルでの最低限の調和化¹」でもあったが、2009年の会計法現代化法（BilMoG）による商法会計法の改正をもって、ドイツの立法計画（10項目プログラム²）に掲げた改革をひとまず成しえたといつてよい³。

立法計画の最終段階において成立したBilMoGの目的は、国際財務報告基準（IFRS）との関係において、商法会計法の「等価でしかも効率的かつ簡素な規準メカニズム」を構築し、「IFRSへ適度な接近（maßvolle Annäherung）」を図ることにあつた。「立法者は改正法に関する立論で、代替的選択肢に強くこだわり、競合的なIFRS会計システムを引き合いにだし、～とくに情報機能引上げのために～当該の競合的な会計システムへの適度な接近を認めた⁴」といわれる。

そうした法対応のもとで、ドイツでは2005年以降、資本市場指向の親企業の連結決

-
- 1 Jörg Beatge/Aydin Celik/Markus May：「第1章 ドイツ会計の国際化」（邦訳）、佐藤博明／ヨルク・ベトゲ編著『ドイツ会計現代化論』森山書店、2014年、1頁。
 - 2 2003年2月に連邦政府が公布した「連邦政府措置一覧（10項目プログラム）」を指す。なお、ドイツの会計制度改革は、EU会計指令の改正に応じた2015年会計指令転換法（BilRUG）による商法改正など、その後も進展をみせている。
 - 3 この経緯と内容の全体像については、佐藤誠二：『国際的会計規準の形成』森山書店、2009年を参照。
 - 4 Jörg Beatge/Aydin Celik/Markus May；前掲、1頁。

算書に対して IFRS (EU 版 IFRS) が義務的に適用されたが、それと同時に、非資本市場指向企業または非親企業など多くの企業において HGB に準拠した決算書がもっぱら作成されているという二様の対応がなされている⁵。しかしその結果、ドイツの会計制度は、EU 域内の会計法調和と IFRS の導入という制約のなかで、商法会計法規範の適用に際して、多様な解釈問題に直面していることも事実であろう。

本稿の目的は、S. Plaumann の著書『HGB の解釈階層～解釈源泉とその相互作用の分析⁶』に依拠しながら、HGB 会計報告に関連する法源泉と解釈源泉を識別し相互の関連性を基礎づけ、IFRS 導入後の商法会計制度の法的現状と適用課題を整理することにある。EU 指令 (会計基準) の現代化と IFRS 適用を受けた BilMoG に至るドイツの会計改革は、商法会計法 (HGB 第三篇) の改正を中心に行われてきたが、それに相応した新しい会計実務の変化に商法会計法の法的不安定な状況も生じている。そのため法的安定性を獲得するため主要な法解釈源泉である学説が現在、会計法解釈論として様々に展開されている。本稿は、そうした会計法解釈論の一つを取り上げ、IFRS 導入後のドイツにおける商法会計法が持つ法的課題にアプローチしてみたい。

I ドイツ商法会計法の目的

一般的に、ドイツ商法会計制度の会計目的に関しては、文書記録 (Dokumentation) を基礎にして、会計報告責任 (Rechenschaft)、資本維持 (Kapitalerhaltung) があり、それらが一体となり目的体系を形成していると考えられている。J. Beatge 等に従えば、文書記録は、年度決算書目的たる会計報告責任および資本維持 (債権者保護 Gläubigerschutz) にとっての基礎であり、その前提でもある。会計報告責任目的とは、年度決算書に向けられた情報要求に応えること、すなわち財産、財務および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達し、とりわけ、期間に限定された成果の伝達によって、受託資本の利用状態を開示することにある。また、資本維持目的 (債権者保護目的) とは、年度決算書の読み手が、名目自己資本が維持されているかどうかを見極められるよう配慮することである。そして、こうした会計報告責任 (情報伝達) と資本維持 (債権者保護) とが顧慮されることで、(投資家や債権者など) さまざまな受手集団の利害調整が果たされるという⁷。

5 Kütting 等の調査によれば、2009 年、2010 年の開示された連結決算書 1.885 のうち、非資本市場指向の親企業に付与された IFRS の連結決算書への任意適用に対する選択権は、決算書作成企業の 5.84% に行使されるに過ぎず、全体の 94.16% が、HGB に準拠した連結決算書を選択しているといわれる。Karlheinz Kütting/Norbert Pfitzer/Claus-Peter Weber; IFRS oder HGB? Systemvergleich und Beurteilung, 2. Aufl., 2013, S.57-58.

6 Sabine Plaumann; Auslegungshierarchie des HGB, Ein Analyse der Auslegungsgquellen und bestehender Wechselwirkungen, 2012.

7 Jörg Beatge/Aydin Celik/Markus May; 前掲, 9-10 頁。

ただし、こうしたドイツ商法会計法の目的構成は、IFRS 導入をなした 2005 年以降、とくに IFRS 導入に対応して年度決算書（個別決算書）を対象とした商法会計法を改正した 2009 年を契機に変化しなかったのだろうか。IFRS とドイツ商法会計法（HGB）とがその適用範囲だけでなく、会計目的が異なる、つまり、IFRS 決算書がもつばら意思決定有用性を求めるのに対して、ドイツ商法会計法は、受け手の利害調整に向けた目的体系（文書記録、会計報告責任、資本維持）を基礎にしているためである。

K. Küting 等は BilMoG 以降の商法会計の目的について IFRS 会計における会計目的と比較しながら検討する上で、IFRS 導入の直接的対象であった連結決算書ではなく、年度決算書についてその受け手がどのような情報要求を持つものなのかについて、まず検討することが必要であるという。K. Küting 等によれば、IFRS は第一義的に意思決定有用な情報を通じて投資家の保護に焦点をあてており、BilMoG もまた IFRS に対する潜在的選択肢として「商法上の年度決算書の情報水準の引き上げ」の観点を構想するとはいえ、その場合、商法上の年度決算書受け手がどの程度、意思決定有用な情報に対してそもそも関心を持っているのかについて疑問が生ずるといふ。そのため、K. Küting 等は、年度決算書目的は立法者が付与する、ないしは立法過程において考慮されるのであり、この立法過程において BilMoG の枠組みでは情報提供機能の強化という観点は明らかであったが、しかし、立法者の意思とその計画が変更されたとしても、その前提として債権者保護指向の配当測定機能の実現が結びついていること、投資者指向の意思決定有用性の計算用具とは結合していないことを考慮すべきとしている。⁸

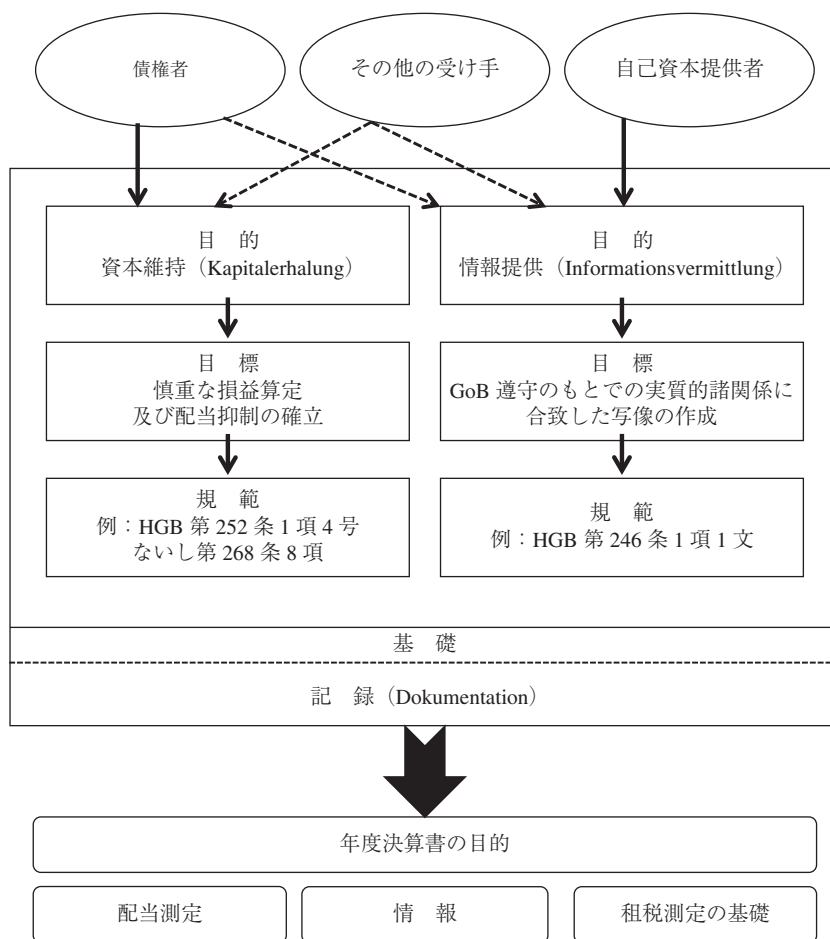
さて、本稿で取り上げる S. Plaumann の場合、HGB 第三篇の法目的と年度決算書の会計目的とを区分すべきという。すなわち、HGB 第三篇の目的が法内目的としてまずは決定され、それに基づき HGB が構築され、その結果として、年度決算書目的が既存の規範から導出されるという。ただし、法内目的は立法者によって明示的に文書化されないため、HGB に基づいて法解釈学的に（hermeneutisch）決定されるべきとする。⁹ S. Plaumann にあっては、HGB 第三編（商法会計法）の目的とそこから導出される年度決算書の目的体系は図表 1 のようにまとめられているが、そこでの BilMoG 以後の商法会計法の二つの目的の関係については、次のように指摘される。

支配的見解によれば、BilMoG 以前、会計法は債権者保護により特徴づけられていた。経営経済学の文献では、若干の著者が情報機能に対しより大きな意味を与えている

8 Karlheinz Küting/Peter Lauer ; Die Jahresabschlusszwecke nach HGB und IFRS Polarität oder Konvergenz?, in : *Der Betrieb*, Nr.36, 2011, S.1998-1999. なお、K. Küting/Peter Laue の論攷を考察したものとして、佐藤誠二：「IFRS 導入が商法会計目的に及ぼす影響」『産業経理』第 72 巻第 1 号、2012 年がある。

9 連邦憲法裁判所はその判決（1952 年 5 月 21 日）において、法規定の解釈にとってよるべき基準は立法者の意思、法規定の文言および意味関係から導出され、会計法規に法文化される立法者の意思を認識することは、法解釈上の問題であるとしている。今日、こうした法解釈学的方法是、支配的方法のひとつと位置付けられている。

図表1 HGB 第三篇と年度決算書の目的



出所) Sabine Plaumann ; Auslegungshierarchie des HGB, Ein Analyse der Auslegungsquellen und bestehender Wechselwirkungen, 2012, S.22.

か、ないしは資本維持と情報伝達の任務を同列にしているが、それは散見されるに過ぎない。BilMoG の目的は情報機能の強化にあった。そのことから、文献の一部が、資本維持機能を情報任務と並べて同格に位置付けることを結論している。その点は、連邦議会の法案理由書により以下のように強調される。『商法上の年度決算書の債権者保護と情報機能 (Informationsfunktion) は、BilMoG 以後、同一の局面にある』。それにもかかわらず、BilMoG の法案理由書が慎重原則 (Vorsichtsprinzip) は『商法上の会計報告を支配する原則であり続ける』と述べているため、BilMoG 以後もまた、債権者保護は HGB の中心任務である。ただし、連邦議会の表明は矛盾している。債権者の地位が自己資本提供者と比較して企業の意思決定要求の観点では弱まっているだけに、債権者は立法者によって優位に保護すべき受け手集団として取り扱われなければならない。ドイツにおける信用金融の実践的意義に基づいて債権者は中心的役割を受け取っている。

さらに、すでに金融危機が明らかになったいま、IFRSの時価評価を通じた情報機能の過大評価と関連する問題も生じている。たしかに立法者による情報機能の認証を受け入れ債権者保護の弱体化はしたが、資本維持は依然としてHGBの優位の目的であり続けている¹⁰。

II ドイツ商法会計法の解釈源泉

商法会計法における法規範はそこに指示される会計目的に照らして解釈され適用される。その際、ドイツではどのような解釈源泉が用いられるのか。S. Plaumannは、主要な学説において取り上げられている正規の簿記の諸原則（GoB）、商人の慣行、文献、私的会計機関、行政規定、判決、IFRSの解釈源泉について、その位置関係と役割について整理を試みている。加えて、特別の解釈源泉（eine besondere Auslegungsquelle¹¹）としての税法がある。ドイツにおいては、商事会計法と並行して発展してきた税務会計法が存在し、この二つの法領域の会計法は、商事貸借対照表と税務対照表を結びつける基準性原則（Maßgeblichkeitsprinzip）に基づき互いに分離せず発展してきた。ドイツでは、税法の法源泉と解釈源泉は商法における解釈源泉と考えられており、そのため、HGBの解釈にあたって、所得税法、税務上の行政規定、財政裁判所の判決が関連づけられる。税法は商法にとっての「特別な解釈源泉」であり、S. Plaumannも税法とくに基準性原則に重きをおいて考察している。

以下、上述の8つの解釈源泉について、現状での内容をみてみよう。

(1) 正規の簿記の諸原則（GoB）

GoBは、帳簿記入についてはHGB第238条1項、個別決算書についてはHGB第243条1項および第264条2項、連結決算書についてはHGB第297条2項において、指示されている一般規範である。このGoBは商法の基本原則を介して解釈問題を考慮するため、解釈源泉の性格を優越的に有しており、既存のHGB規定はGoBに照らして解釈され、具体化されなければならない。他方で、商法上の諸原則は貸借対照表作成問題に対して規定が存在しない場合もまた、欠缺を満たすため考慮され、そこで、法の欠缺の理念型に接近しなければならない。この関連で、GoBがなによりも不確定法概念として、それが解釈に際して関連付けられ、またその前に解釈を必要するという問題が指摘される。ここに、循環論法が存在する¹²。

10 Sabine Plaumann; a.a.O., S.23-24.

11 Ebenda, S.53.

12 Ebenda, S.78-79.

一方で、GoB は明示的に〜とくに、HGB 第 252 条 1 項～法律の中に法典化されている。したがって、少なくとも、この原則は疑いなく法規範に高められている。それに対して、不文の一般規範たる GoB は、法典化された GoB と比較して、その拘束性において低下するとしてもその価値は変わるものでない。共通しているのは、それが状況に応じて慣習法的に発生したこと、したがって、法典化がその存在の明確化に役立っているということである。しかし、慣習法は法源泉ではなく、結果として、不文の GoB は法源泉を示すものではない。そのことから、不文の GoB をどう識別するかに関する問題も発生する。GoB は一般的な商法の価値づけとして帳簿超越的に適用され、2つの方向で慣習法的性格が付与されている。すなわち、GoB は一般的に適用される会計法を通じてか、もしくは、既存の GoB については慣習法に対する一般的承認を通じて根拠づけられる¹³。

(2) 商人の慣行 (Kufmännische Übung)

商人の慣行は、慣習法と商慣習を含んでいる。商慣習は領域別に導き出される一方、慣習法は法的枠組みのなかで一般に承認された慣行として特徴づけられる。商慣習はその不統一な普及を通じて HGB 第三篇に充填された保護目的に対し年度決算書の受け手にとって認められない様式で影響を及ぼすため、会計法において適用されることはない。商慣習はむしろ商人間の私法上 (営業上) の関係を規制する¹⁴。

(3) 文献 (Literatur)

文献は、すべての解釈源泉を利用し学問的議論に対する多大の貢献を提供し、その他の解釈源泉の意思決定の発見基礎として用いられる。立法者もまた立法化の際、学問の支配的意見を指向する。支配的意見は専門文献において行われるすべての発言を等しく集約するのではなく、むしろ、専門領域の権威者 (Autoritäten) に由来するか、もしくはその議論を生み出す意見をより重視する。支配的意見については、すべてのコンメンタールに引用され、そうしたコンメンタールは、成果指向的で、稀少な文章によって際立っているが、論理的議論を展開する意見競合に関する個別論文については、その他の公刊形態のものと比較してよりわずかしか受け入れられていない¹⁵。

(4) 私的機関の公表物 (Veröffentlichungen privater Institutionen)

ドイツ会計基準委員会 (DRSC) は、連結会計報告のために常設された重要な私的機関である。連結決算書に対して策定されるドイツ会計基準 (DRS) は個別決算書の事実関係に関わる限り、個別決算書に対しても拡張する。DRS のそうした拡大に対する指針によって、DRS は容認されない方法でその管轄領域を越えてきた。DRS と経済監査

13 Ebenda, S.219.

14 Ebenda, S.221.

15 Ebenda, S.221.

士協会（IDW）の公表物とのコンフリクトが生じた場合、第一に DRSC が HGB によって法制化されていること、第二に DRS が連邦法務省（BMJ）による授権を通じてより高度の拘束力があること、第三には IDW の公表物は内部関係においてのみ適用されるため、DRSC の意見が優先して容認される。ただし、専門界では、DRS と IDW の公表物とは同等と認識されている。¹⁶

(5) 行政規定（Verwaltungsvorschriften）

商法上の会計報告に関して、決算書受け手や年度決算書の統制のため設置された経済監査士会社も私法の自然人もしくは法人であるため、原則的に行政規定は存在しない。すべての経済監査士は強制加盟の枠内で経済監査士協会に帰属する。経済監査士協会は公法上の法人であり、そのため、行政規定の公布を授権されている。しかし、その管轄領域は会計報告でなく、会員に対する職業的事項である。また、連邦経済技術省（BMWi）は商法に対する行政規定を発することができるが、しかし、その選択肢はめったに行使されることはない。さらに、連邦金融サービス監督庁（BaFin）は、年度決算書監査および銀行、金融サービス機関、保険業者、有価証券取引業者の監視に向けて常設されている。BaFin は、その活動の枠内で、たとえば、HGB の附帯法として制度法（KWG）を介して会計報告に間接的に影響を及ぼすような行政規定を公布することが可能である。¹⁷

(6) 判決（Rechtsprechung）

基準性原則は、連邦財政裁判所（BFH）の先行問題権限を根拠づけ、したがって、BFH もまた、HGB に対する会計法問題について所得税算定の先行問題とみなしている。BFH は、その先行問題権限の枠組みのなかで機能しているために、BFH にとって、連邦通常裁判所（BGH）の意見が基準となる。さらに、連邦最高裁判所の判決の統一化を保証する法律（RsprEinhG）第 2 条第 1 項が、統一的な司法を確保するために、すべての最高裁判所の帰結判決に対する現行判決の結合を規範化しているが、実務上、BFH はこの尺度にかならずしも従っていない。BFH にとって、目標衝突の判断決定の際、一方で、税務上の目的論と税務上の原則を基礎にして判断し、他方で、商事貸借対照表並びに税務貸借対照表に対する一般的妥当性を要求する言明に適合するため、目標衝突が生じている。¹⁸

16 Ebenda, S.222.

17 Ebenda, S.183 u.184.

18 Ebenda, S.222. なお、欧州の局面で調和化された商法会計法の法的論争を解明するため、欧州裁判所（EuGH）の先決的判決の制度が存在し、EU 加盟国の最高位の裁判所に対して附議義務を規定している。この欧州裁判所の判決が果たす役割について、S. Plaumann は次のように述べている。「多くの EU 指令の国内法への転換の案件に対して、EuGH に向けて附議義務が存在するが、ドイツの税務会計法と非資本会社法の領域に対しては、欧州の統一化利害は存在しないため、附議義務は無い。しかも、附議義務は国内の展望から理由づけられなければならない。先決問題権限の承認は等しい権利とともに本国の常設裁判所の同一の義務と結合するために、ドイツの BFH は附議義務を免れない。さらに、非資

(7) 国際財務報告基準 (IFRS)

IFRS は、それが HGB とは異なる目的設定に根拠づけられた独自の会計報告体系を形成しているために、特別の解釈源泉である。したがって、ドイツ商法におけるこの解釈源泉の受け入れは、特別に考慮しなければならない。正規の簿記の諸原則の具体化は IFRS が異なる演繹基盤に従うため、IFRS へ遡及することは許されない。その一方で、国際規範の関係づけは、HGB の他の不確定法概念及び詳細問題を解釈する際には可能である。¹⁹

(8) 税法 (Steuerrecht)

会計法と商事会計法の間には基準性原則 (Maßgeblichkeitsprinzip) が相互依存的に存在する。商法解釈の枠内で、税法が商法の特別の解釈源泉に引き上げられるため、連邦財政裁判所 (BFH) の判決並びに税務上の行政規定、法律が関連づけられている。HGB に対する税務上の判決は、目的合致の審査の意味で商法上の内容を絶えず探求しなければならない。税務上の利益算定に対してもまた、基準性原則は深刻な結果を含意している。ひとつには、所得税法 (EStG) 第 5 条 1 項の動的指示 (確定決算基準 - 引用者) は国際的影響のもとで進展してきた HGB の規範を次第に編入してきている。そのことは、国際的動向が国内税法の統治領域に影響するという望ましくない効果を導いている。HGB の規定に対する目的合致の審査は、EStG 第 5 条 1 項の動的指示が、商法の条件抜きの受容を条件づけているため、税務上の解釈源泉が商法への適用にそのまま繋がるものでない。他方で、基準性原則を通じて商法上の解釈源泉も税法のなかに移行される。²⁰

BilMoG を通じて、税法規上、逆基準性 (Umgekehrmaßgeblichkeit) が廃止されたにもかかわらず、税法は別の方法で、商法に影響を及ぼしている。EStG は形式上、商法の解釈源泉として容認されているために、会計担当者が税政策的考慮のもとで商事貸借対照表を作成することから事実上の逆基準性 (faktische Umgekehrmaßgeblichkeit) も生み出されている。この事実上の逆基準性は、商事貸借対照表と税務貸借対照表それぞれに存在する選択権を BilMoG の改革以降、独自に行使することが可能となった結果、その意義は減少したが、他方で、基準性原則の破棄 (Durchbrechung) が増大した。たしかに、形式的基準性の弛緩は税政策的な措置を促進したが、同時に、商事貸借対照表の

、 本会社と関連した法問題への附議義務の拡張によって、ドイツ会計法の統一的解釈も確保されなければならない。しかし、議案手続きには手間がかかり、包括的な附議義務の結果も望ましくないため、議案は裁判所が敵対する見解を代表するような事案にのみ限定されるべきである。」(Ebenda, S.222 u.223)

19 解釈源泉としての US-GAAP の承認については、こう述べられている。「法比較的解釈は、たしかに、自己の法システムの解釈問題に際して、他の法システムの規制への遡及を可能にするが、しかし、法比較は会計報告法の場合、HGB と US-GAAP が異なる法伝統と目的設定に従うために適用可能とならない。IFRS と比較して、US-GAAP はドイツ商法において法源泉としての意義を持たないし、別の接点が存在するため、解釈源泉としての容認も否定されたままである。」(Ebenda, S.221)

20 Ebenda, S.218.

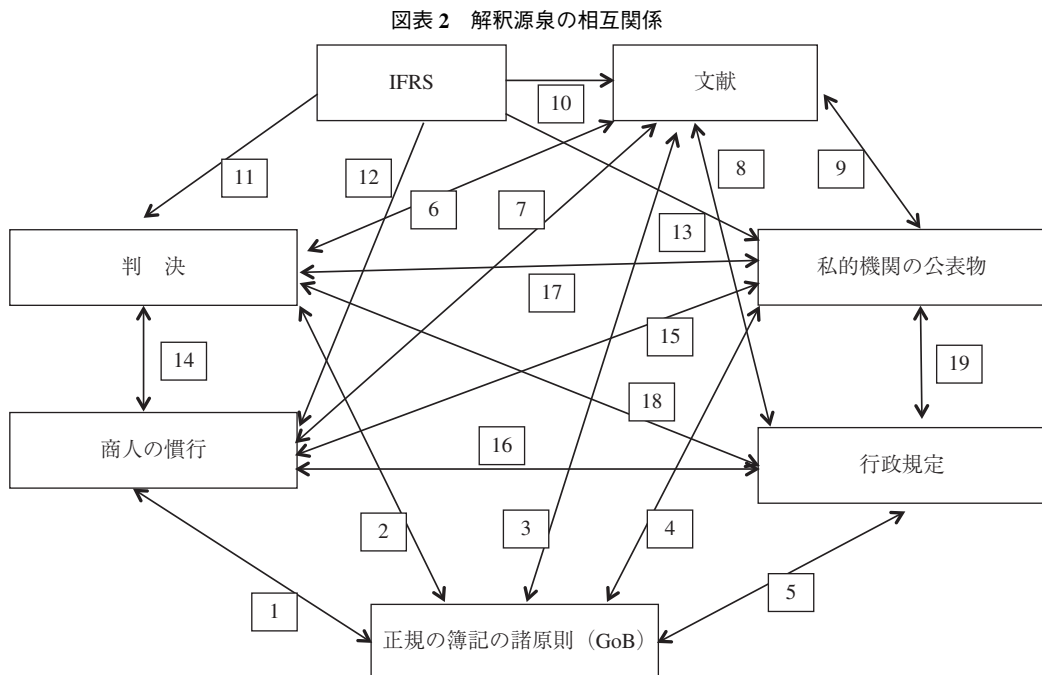
変形を阻止する。この動向は、税務貸借対照表の商事貸借対照表からの解放プロセス (Abkopplungsprozess) の実現の進行を含意する。とくに重要なのは、二つの法領域の完全な解放が生じた場合、商法の特別の解釈源泉として税法が存在し続けるのかという問題²¹に対してこのプロセスを考察しなければならないことである。

Ⅲ 解釈源泉の相互関係・階層

Ⅲ-1 解釈源泉の相互関係

以上の解釈源泉は、商法会計法の解釈に際して、相互に作用しあって用いられる。ただし、IFRS は国内解釈源泉でなく、条件付きで、商法会計法の解釈に間接的にしか影響を及ぼさない特殊な解釈源泉として位置付けられている。そうした解釈源泉間の相互関係について、S. Plaumann は、図表2のように示している。以下、続いて S. Plaumann のいうところを見てみよう。

(1) 正規の簿記の諸原則 (GoB) は、会計報告の基礎を形成し、それ故、解釈指示が生じた場合、すべての国内解釈源泉によって斟酌されなければならない。他方、すべての解釈源泉は、GoB の進展のために貢献する。したがって、相互関係が存在するのは、商法上の基本原則と HGB に直接、遡及する国内解釈源泉との間にのみである。これに



出所) S. Plaumann ; Auslegungshierarchie des HGB, a.a.O., S.1.192.

21 Ebenda, S.218 u.219.

対して、IFRSは、基本原則の具体化に対して直接、貢献することは認められない。IFRSは、商人の慣行を通じてGoBに間接的に影響を及ぼすことになる。²²

(2) 商人の慣行は、IFRSの展開のもとでのみ形成されるのではなく、むしろ多様な環境影響のもとでの商人の位置が求められるため、諸処の解釈源泉を通じてそれが特徴づけられている。商人の実務における行動様式が確立されると、その規則は慣習法に格上げされる。別の解釈地位としては、制度が商人の慣行に関連するなら、その慣行はそのことにより確定され文書として固定化される。²³

(3) 文献は解釈源泉間の中心的な結合要素である。というのも、会計報告に携わるすべての人的集団は、学問の現実的状况に反応し、自身が受け入れ可能な結果を求めるために、文献を参照する。判決は判断準備の際、裁判所決定の根拠部分として文献を参照し、裁判所は、決定を下すべき多く事案に対して支配的意見に従う。支配的意見からの離反はたしかに可能であるが、しかし、司法に対して論争負担を高めることになる。裁判所の判決に対する文献の資源性は、状況によっては判例となる効果もまた持つ。文献はそれ以外に、文献が必要な場所で賛否に対する詳細な指摘を提供するため、立法者の活動及びその他の源泉への批判的反応にも用いられる。したがって、文献は修正要因とみなすことができるし、解釈源泉のシステムにおいて重要な地位を引き受けている。国内の解釈機関は一方で、文献を参照してその意思決定を基礎づけ、他方で別の解釈源泉の結果は、文献の著者に対して学問上の交替の基礎として用いられる。文献とIFRSとの間には一方向の拘束のみが存在する。というのは、ドイツの文献では、商法会計報告にとってのIFRSの意義が詳細に議論され、他方、IASBはその基準設定に際して、HGBに関する文献を考慮することはないからである。²⁴

(4) 私的機関は国際会計報告に対して同一方向の活動を通じて、その影響を与えている。私的な基準設定機関としてのDRSCは、基準設定協定に従い、行政の公的な要請を考慮しなければならないとしても、その尺度は税務上の行政規定に対して適用されるものでない。行政の最重要機関としての連邦金融サービス監督庁(BaFin)は、DRSC及びIDWの規則もまた考慮しなければならない。²⁵

(5) 判決は、決定発見の場合、原告と被告の議論を考察するにあたって、とくに、彼らの視点の弁護にそれらに関係付けようとするときに別の解釈源泉の認識と関連を持つことになる。判決の解釈プロセスに対する私的機関の意義はGoBの導出方法が変化したために、意味を失った。私的機関の任務は、商人の慣行が諸原則の帰納的導出のための基礎として利用しうるように、裁判所の要請のなかで一定の商人の慣行を確認するこ

22 Ebenda, S.193.

23 Ebenda, S.194.

24 Ebenda, S.193 u.194.

25 Ebenda, S.195.

とにあった。帰納法の意義の低下に基づいて、私的会計機関による商人実務の確定はもはや必要でない。かつては普及していた私的会計機関の専門意見への復活に対する根拠は、当時の経営経済学的研究の不十分な展開の中に見られたが、現在の多様な文献は、判決に対して適切な意思決定補助を提供しており、専門意見の投入を色あせたものにさせている。²⁶

(6) 行政と最高裁判決との関係は特殊性を通じて明らかとなる。行政規定が関連判決の引用と関連のもとに発せられることから、原則的に、最高裁判決は行政もまた方向づけられる判例となるように、強力な作用を前提に持つ。しかし、否認の措置を通じて、より下位にある部門に対して行政は判決の非斟酌性を命令することができる。とくに、行財政は連邦財務省（BMF）の決定を関連づけるため、こうした手段を使用する。最高裁の決定から判例となるべき作用が生じても、個別事例に関しては法効力ある拘束力が生じないため、そうした否認は憲法上、容認されるべきではない。しかし、憲法政策的に、行政のあらゆる手段は法治安として特徴づけられなければならない。²⁷

(7) IFRS は、法設定において、国内の商法上の解釈源泉ではなく、むしろ、IFRS の会計報告システムの内部で自己の解釈源泉を位置付けている。そのため、図表2においてIFRS に向かう矢印は示されていない。文献においては、ドイツ商法におけるIFRS 適用の可能性について論争されているが、それと対照的に、判決は決算書作成問題を解決する際に、IFRS を関連付けることを要請していない。それにもかかわらず、欧州裁判所の見解によれば、EU で調和化された会計法を解釈する際、IFRS が利用されなければならない。商人がHGB に従う決算書を作成する場合、IFRS を解釈の範囲で利用する限りには、そうした決算書表示は慣習法にも発展することができる。²⁸

III-2 解釈源泉の階層

さて、あらゆる法体系において、すべての規範の序列を生み出すことは、規範に矛盾が生じた場合、どの基準がより低いランクの他の基準より効力を持つのか確認するために、大きな意義を持つ。

S. Plaumann によれば、この点、IFRS の法適用は、法学的観察法（*juristische Betrachtungsweise*）に応じており、図表3のような「IFRS-Haus」の階層として示すことができ、また、「US-GAAP-Haus」も、2つの階層局面、すなわち「拘束的基準」、「非拘束的

26 Ebenda, S.195.

27 Ebenda, S.196. また、行政の最高裁に対する否認について、こう述べられている。否認は誤った解釈結果を修正するための法展開の重要な要素である。最高地位にある裁判所により同種の事実関係に対して決定が行われるならば、これに対して、行政の批判が考慮され、事情によってその判決は修正される。これに対して、裁判所はコンフリクトを引き起こすことになる決定を承認すれば、行政は否認を撤回し、それにより再び、法の治安が生ずることになる。

28 Ebenda, S.220 u.221.

基準」に分類される。ドイツの文献でも、IFRS システムの階梯序列を引用し、HGB の法源泉と解釈源泉の序列の作成するものが散見される。しかし、現在のところ、ドイツでは具体的な「HGB-Haus」について一般に承認されたものは存在しないという²⁹。

そうした状況のなかで、S. Plaumann は、「IFRS-Haus」に模した会計法の解釈源泉の階層構想を示して、結果の拘束性の基準のみ目指した法学的観察法によって、法適用の現状を明らかにしようとする。S. Plaumann が示した法学的観察法に基づく HGB の解釈のための規範階層は図表 4 のとおりである。図表 4 は、HGB 第三篇の目的の理論的基盤に基づいており、そこで優位の目的は資本維持を通じた債権者保護であり、二次的に情報伝達を通じた自己資本提供者の保護にある。資本維持は慎重原則に基づく慎重な成果算定もしくは配当抑制を介して行うことができ、また、情報伝達は企業の現実的な写像を生み出すこととなる³⁰。

こうした法目的を前提に法源泉と解釈源泉の階層形成は法的には、源泉のステータスに応じて行われる。法源泉の基準は直接的な法規効力を発揮するので、それ故、法規範をしめしている。法規範は、基準階層の第一の、拘束力ある局面に区分される。解釈源泉は階層的には、法源泉の上位に位置付けられ、同時に、解釈源泉のステータスに応じて配列される。この配列の指標は解釈結果の拘束度を示している。この序列化は図表 4

図表 3 IFRS-Haus

拘束度	4 段階	IAS の前文	フレームワーク
	3 段階	基準設定主体の公表物	承認された分野実務 及び文献意見
	2 段階	演繹基礎としてのフレームワークの個別の計上・評価基準 基準と解釈に対する事例類推	
	1 段階	「履行ガイダンス implementation Guidance」(適用指示) 「結論の基礎 Basis for Conclusion」(根拠の説明)	
	地階	基準 (IFRS/IAS)	解釈 (IFRIC/SIC)
基礎 公正な表示 (Fair Presentation)			

出所) Bernhard Pellens/ Rolf Uwe Fülbier/Joachim Gasen/ Thoesten Sellhorn ; Internationale Rechnungslegung, 8.Aufl., 2011, S.104

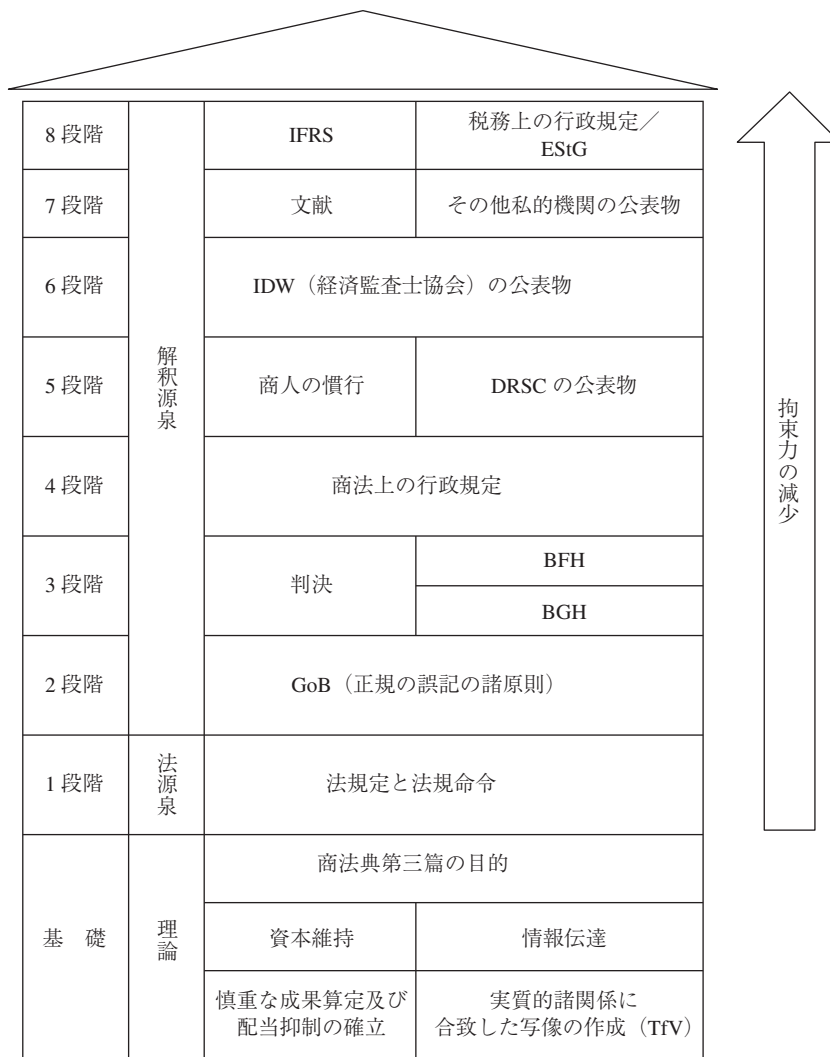
29 Ebenda, S.207.

30 こうした商法会計法の目的構成は、資本会社のシステムを前提としており、非資本会社の商法上の目的システムはもちろん、区別される。しかし、S. Plaumann は、より強く規制される資本会社に関する会計報告規範が同程度、非資本会社にも妥当するため、基本原理は資本会社と非資本会社に同等に適用されるとする。

のとおりであるが、ここで、S. Plaumann がいう解釈源泉階層の要点をまとめると、次のようになる。³¹

- ・ 正規の簿記の諸原則は結果の拘束性を指向する法学的観察法によれば、基本原理の設定と結びついており、また、その一部が法典化されているため、最も拘束的であるとみなさなければならない（解釈源泉の第1階層）。
- ・ 判決は、裁判所の決定と類似した事例に対して大きな判例効果を持ち、司法権は法治国家の3つの権力の属するため、拘束階層の第2階層に配列される。
- ・ 商法上の行政規定（第3階層）は、内部関係内でのみ妥当するが、しかし、間接的に

図表4 解釈源泉の階層



出所) S. Plaumann ; a.a.O., S.214. なお、図表を一部、省略してある。

31 Sabine Plaumann ; a.a.O., S.214 u.215.

均衡原則を通じて、法治国家で法制化される執行権が意義を持つという一つの外部効果を得ている。

- ・商人の慣行（第4階層）は、たしかに文書的に固定されないが、しかし疑いなく確定される場合、一定の拘束効果を持つ。
- ・HGB 第342条により規定された委員会であるDRSCの公表物は、その基準が連邦財務省（BMJ）により公示され拘束力を持つことになるため、第4階層に帰属する。
- ・IDWの公表物（第5階層）は、原則的には団体の内部関係の規制に過ぎないが、専門規則の遵守という経済監査士規則（WPO）を介して、間接的にIDWの構成員でない経済監査士に対する適用力を保持している。決算書を作成する企業は、IDWの規制とはたしかに結びつかないが、経済監査士との結合に基づき、少なくとも監査義務ある年度決算書作成者は、実質的に同様にその保持が義務付けられることになる。
- ・文献の拘束度（第6階層）は、支配的意見の集約問題を通じて、公刊物と引用文献の偏った選別は品質価値を減少させる。同じ階層では、その他の私的機関の公表物が位置付けられる。
- ・税務上の行政規定とIFRS規範（第7階層）は、商法の目的設定において相違する。税務当局は慎重原則と対立的にある租税負担増加の目標によって規範を実質上、公布する。これに対して、IFRSはドイツ商法の特性に関係することはない。

ただし、S. Plaumannによると、法学的観察法そのものは解釈源泉の質に対する影響を持つその他の諸要因を度外視しており、法学的観察法で用いた。結果の拘束性だけでなく、その他の基準も考慮する評価基準も含めた経営経済学的方法（*betriebswirtschaftliche Betrachtungsweise*）が、解釈源泉を全体的に評価するために重要性を持っているという。すなわち、経営経済学的観察法の場合、焦点は解釈源泉の拘束性（第1基準）とともに、とくに、重視されるのは、解釈源泉の結果が債権者保護及び自己資本出資者保護の商法上の目的に合致しているのか、ないしは、目的の重みづけが同等に設定されているのか否かである（第2基準）。さらに、解釈源泉の適用可能性、すなわち、解釈源泉が新しい認識に反応する生活状況を相応の時代のなかで反映できるか否か（第3基準）ということも重要である。解釈源泉の結果も一義的～すなわち矛盾がなく～でなければならず、HGBの解釈に対する閉じたシステムを形成しなければならない（第4基準）。解釈源泉の具体化潜在度は大枠的であるべきで、それによって、特殊な貸借対照表作成問題が解決できる（第5基準）。最後に、情報入手の枠内で解釈源泉の効用が、どれほど作成者親和的、費用集約的であるのかが貸借対照表作成者にとって重要である（第6基準）、という。そして、これらの基準はその時々を経営経済学的研究課題に応じて、その重要度に基づき序列化され、質的分析の枠組みのなかで、総合的に判断

されなければならない。そうして、解釈源泉の品質に適合したすべての意思決定要因を考慮する解釈源泉の階層が作成され得るとするのである。³²

結びにかえて

以上、S. Plaumann の論説に基づきながら、BilMoG の成立以降の、ドイツ商法会計法を適用する前提となる法解釈の現状について考察してきた。S. Plaumann の論説は、新たな理論構築を試みたものというより、ドイツ商法会計法の抱える現下の状況について、数多くの先行研究を取り上げ検討し、法学的解釈法の視点から商法会計法の抱える問題点と課題の整理を試みたところにその特徴を見ることができる。

S. Plaumann は、結びで会計法に対する展望に関して、次のように述べている。「税務貸借対照表は商事貸借対照表とますます乖離してきている。それとともに、税務上の解釈源泉は、HGB の解釈にとっての意義を失ってきている。欧州、とくにドイツにおいて IFRS の関連性が増大しているにもかかわらず、HGB は債権者保護の必要性に基づき、配当算定決算書の作成基礎にとどまっている。しかし、そのことは、法の展開が情報を通じた自己資本提供者の保護に傾くことを排除するものではない。資本維持と情報伝達との間の間隙（Spagat）は配当抑制の確立を通じて保証される。ドイツ会計報告への IFRS の影響が増大するとするなら、その解釈源泉の地位と価値もまた高まることが可能である。」³³

J. Beatge 等は、BilMoG の政府草案理由書でのドイツ立法者の言明から、BilMoG は、もともと資本市場指向企業の義務的 IFRS 決算書を補おうとしたのではなく、むしろドイツの非資本市場指向企業のための、IFRS 会計システムと等価の会計モデルを目指そうとしたことは明らかとする。BilMoG が、これらの企業に IFRS と比較可能な年度決算書の作成を可能にし、そうして BilMoG は、いよいよ国際化するドイツ企業に、国際的に受け入れられる決算書を可能にする非資本市場指向企業のための、(IFRS に近づく) 会計のドイツ的回路を意味している。その点で、国際会計ですでに周知の、いくつかの要素がドイツ会計法に入り込んだのはごく自然である、と述べている。³⁴ この点について、政府法案理由書は、BilMoG が、現行の商法会計法を考慮して商法上の年度決算書の情報水準を「期待できる現実的な範囲（(in zumutbarem und realistischem Umfang)）」で高めようとしたとしている。しかし、BilMoG を通じて商法会計法は個々の計上・評価規定の変更により国際的傾向と IFRS への接近を見せた反面、「商法会計目的と企業

32 S. Plaumann ; a.a.O., S.224.

33 Ebenda, S.224.

34 Jörg Beatge/Aydin Celik/ Markus May ; 前掲, 2 頁。

開示 (Unternehmenspublizität) の差別化・分岐化³⁵が認識できるとも指摘されている。連邦政府がいう商法会計規定の「IFRS への適度の接近 (maßvolle Annäherung)」は、他方で、商法会計法に対してその IFRS 流の情報提供機能と資本維持機能との目的の二元性から法解釈の適合性をいかに保持するのか、法解釈と適用上の問題を招来せしめている。

S. Plaumann も述べるように、優先される資本維持 (債権者保) 目的にたつ配当可能利益算定と情報提供目的上の会計処理の相違について、ドイツでは、当面、商法における配当制限条項に解決の糸口を見出している。しかし、今後、IFRS 流の情報提供指向の会計がさらに進展するとすれば、基準性原則の役割を含めて、ドイツ商法会計法の解釈源泉の相互の位置関係やそこでの IFRS の役割が変わる可能性も考えられる。商法会計制度のなかで IFRS という国際的な会計規範が、どの程度、認知され得るのか。今後、グローバル化した市場において、事業展開と資金調達 (直接金融) が進行するなかで、ドイツが既存の商法会計規範の枠組みのなかで、IFRS との融合をどう図り、法解釈と適用の安定化に向かうのか、注視していく必要がある。

35 Karl Petersen, Christian Zwirner, Rechnungslegung und Prüfung im Umbruch: Überblick über das neue deutsche Bilanzrecht, Zeitschrift für internationale und kapitalorientierte Rechnung (KoR), Beihefter 1 zu Heft 5, 2009, S.2.